

受動喫煙防止対策に係る周知啓発業務委託仕様書

1 目 的

令和5年3月に制定した青森県受動喫煙防止条例では「受動喫煙による人の健康への影響についての理解が深められること」、「未成年者及び妊産婦は受動喫煙により健康を損なうおそれが高いことを踏まえ、これらの者に対する特別の配慮がなされること」と規定しており、受動喫煙防止対策は「マナーからルール」へととなっている。

こうした状況から、未成年者や妊産婦に望まない受動喫煙が生じることのないよう、知名度がある有名人(インフルエンサー)が出演し受動喫煙対策を訴えるなど、受動喫煙防止対策につながる効果的な動画を作成及びSNS等で広報を実施することで、主に30代から50代の喫煙者に対して、受動喫煙に配慮した行動を促し、受動喫煙防止対策に係る意識醸成を図る。

2 委託業務名

受動喫煙防止対策に係る周知啓発業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

- ・上記1に示す目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を実施すること。
- ・業務の実施に当たっては、事前に県と協議しながら進めること。

(1) 受動喫煙防止対策に係る周知啓発動画の作成

- ・動画の内容については、望まない受動喫煙が生じないように未成年者や妊産婦に配慮が必要であることを周知する内容とすること。
- ・本県で特に喫煙率が高い30代から50代に向けた内容とすること。
- ・動画については契約締結後、令和6年11月までに作成すること。
- ・作成する動画の本数及び詳細の内容については適宜県と協議の上、作成すること。

(2) 周知啓発動画の広報

- ・(1)で作成した動画についてSNS等で広報を行うこと。
- ・配信サイト及び配信回数(期間)は、効果的な発信となるよう設定すること。配信サイトは複数サイト選定すること。
- ・令和6年12月から令和7年3月を目途とし、動画配信による広報を実施すること。
- ・アカウントが必要な場合には、受託者が作成すること。

(3) その他提案者独自の企画及び提案

その他提案者独自の企画及び提案がある場合は、県との協議の上、実施する。

5 成果品

- (1) 「4 委託業務内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書を、紙及び電子媒体で一部提出すること。(著作物、デザインデータを含む)

なお、広告期間中の掲載実績や閲覧実績等を取りまとめること。

- (2) 動画は、県庁ホームページ等県からの情報発信にも使用することから、制作後に電子媒体で提出すること。

6 著作権

- (1) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務の成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。

作成した啓発資材は、委託業務終了後も県が独自に使用及び加工できるものとする。

- (3) 受託者は青森県並びに県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。